

件名	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第141号）により、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、本県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正条例 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年10月23日条例第49号）</p> <p>3 改正内容 「法第13条第2項各号」を「法第13条第3項各号」に改める。</p> <p><参考：児童福祉法> 第13条 ③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、任用しなければならない。 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの 三 医師 三の二 社会福祉士 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	